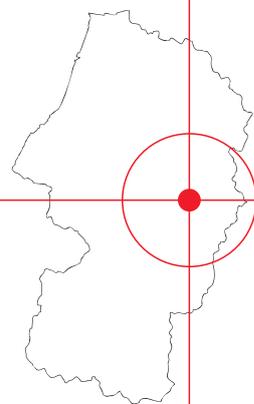


D KITASHIN 2018 DISCLOSURE

【きたしんディスクロージャー】



リンゴのマークの<きたしん>です。

いつも「**夢**」といっしょ。
いつも「**明日**」といっしょ。



北郡信用組合

目次

経営理念	1
基本方針	1
北郡信用組合の概要	1
職員数・組合員数	1
ごあいさつ	2
事業方針	2
経営環境・事業概況	2
役員一覧	3
会計監査人の氏名又は名称	3
事業の組織	3
業績の推移	
預金残高	4
貸出金残高	4
当期純利益	4
主要な経営指標の推移	4
経営の健全状況	
自己資本比率の推移	4
金融再生法開示債権及び同債権に対する 保全状況（正常債権除く）	4
総代会	
第66期通常総代会のご報告	5
総代との懇談会	5
当組合の総代会制度	6
総代選挙区および総代一覧	6
総代の属性別構成比	6
地域密着型金融の取組み状況	7
中小企業の経営改善及び 地域活性化のための取組み状況	8
トピックス	9
当組合のあゆみ	10
主要な事業の内容	10
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	11
リスク管理態勢	11
金融円滑化に関する基本方針	12
キャッシュカードの安全対策について	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
資料編	13
地区一覧・店舗一覧	29
索引	30

経営理念

奉仕 私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいただき奉仕します。

信頼 私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健全 私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質を作ります。

基本方針

地域にとって必要不可欠な金融機関として、その役割を果たし、地域社会の発展に貢献する。

北郡信用組合の概要

- 名称 北郡信用組合
- 本店所在地 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
- 創立 昭和27年10月7日
- 出資金 877百万円
- 組合員 19,910名
- 店舗数 11店舗
- 預金 96,484百万円
- 貸出金 54,675百万円

平成30年3月末現在

職員数・組合員数

区分	平成29年3月31日 現在	平成30年3月31日 現在
職員数	127名	128名
組合員数	19,812名	19,910名
法人	1,127社	1,134社
個人	18,685名	18,776名



本店全景

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼を申し上げます。
当組合は、「奉仕」、「信頼」、「健全」を経営理念として、地域の皆様との「であい」と「つながり」を大切にし、地域社会の発展に貢献できるよう努めております。

ここに、平成 29 年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー誌 2018」として取りまとめいたしました。

私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえでご覧いただければ幸いです。

平成 30 年度は、「ガバナンスの強化」「営業基本姿勢の徹底」「金融仲介機能の発揮」「人材育成」を重要施策として取組み、地域社会の一員として認められ・信頼され続けるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

平成 30 年 7 月

北郡信用組合

理事長 西塚 一彦



事業方針

地域のお客さまとの「であい」を大切に、ニーズに応じた金融サービスを提供することにより、さらに密接な「つながり」をひろげ共に豊かな暮らしづくりを目指し、地域経済の向上に努めてまいります。

○ガバナンスの強化

- ・コンプライアンスを重視し、不祥事の未然防止を図ります。
- ・法令等遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、牽制機能の強化に努めます。

○営業基本姿勢の徹底

- ・お客さまの立場に立った営業活動を行います。
- ・お客さまの心に残る窓口対応に努めます。
- ・総合取引の推進により、お客さまの利便性向上に努めます。

○金融仲介機能の発揮

- ・経営支援による融資先の成長力強化に努めます。
- ・認定コーディネーターによる事業者への支援を図ります。
- ・家計安泰計画のお手伝いを行います。

○人材育成

- ・女性の活躍できる職場環境を醸成します。
- ・女性の視点・感性を活かした顧客の対応を行います。
- ・一日一善発見運動の励行。

平成 29 年度 経営環境・事業概況

平成 29 年度は、信組らしさの追求と特性を発揮するために、ガバナンスの強化、営業基本姿勢の実践、金融仲介機能の発揮、人材育成を方針に事業を展開してまいりました。

国内経済は、政府が推進する経済対策の効果に加え、好調な海外経済などに支えられ、企業収益は過去最高となり、雇用・所得環境の改善が続くなど、経済の好循環がさらに進展する中で、ゆるやかな回復基調が続いております。

一方、中小企業・小規模事業者の多くは深刻化する人手不足や後継者難、人口減少や一極集中等による地域経済の疲弊など、厳しい事業環境にあり、景気回復の実感を得られない状況が続いております。

県内経済は、好調な国内経済に牽引され製造業は業績を伸ばさせたものの、人手不足と人件費増加等によるコスト増加に伴い非製造業の利益が前期から大きく減少するなど好調な大企業の恩恵を受けられず、景気拡大の実感が乏しい状況が続いております。

このような経済環境の中、組合員の皆様方のご支援を頂きながら、役職員が一丸となって業務に努めてまいりました。

その結果、当期の実績は次のようになりました。

預金は個人預金及び法人預金が増加し、前期比 1.21%、金額 1,160 百万円増加し期末残高は 96,484 百万円となりました。

貸出金は個人ローン、事業性資金及び地方公共団体に対する融資を積極的に推進したことにより、前期比 2.76%、金額 1,470 百万円増加し期末残高は 54,675 百万円となりました。

なお、金融再生法に基づく不良債権比率は、前期比 0.31 ポイント上昇し 6.83% となりました。

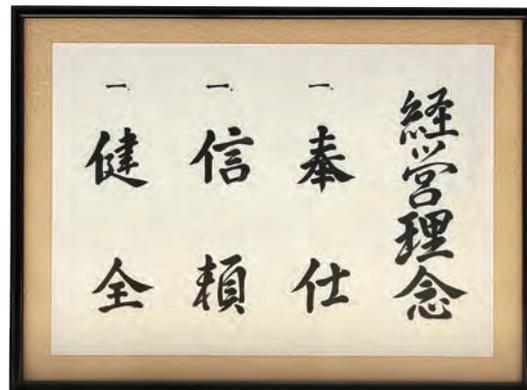
損益状況は、業務純益 124 百万円を計上し当期純利益は 72 百万円となりました。

また、健全経営の重要な目安となります自己資本比率は、前期比 0.03 ポイント低下し 12.43% となり、国内基準（4%）を大きく上回っております。

役員一覽

平成30年6月25日現在

理事長	西塚	一彦
常務理事	菅原	正俊
常務理事	今田	正志
常勤理事	鈴木	則一
常勤理事	横山	寿勝
常勤理事	柴崎	雅典
非常勤理事	岡田	誠(※)
非常勤理事	加藤	昌宏(※)
非常勤理事	戸田	栄一(※)
非常勤理事	早坂	幸久(※)
常勤監事	太田	徳夫
非常勤監事	佐藤	恒雄
員外監事	井上	幸夫



当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

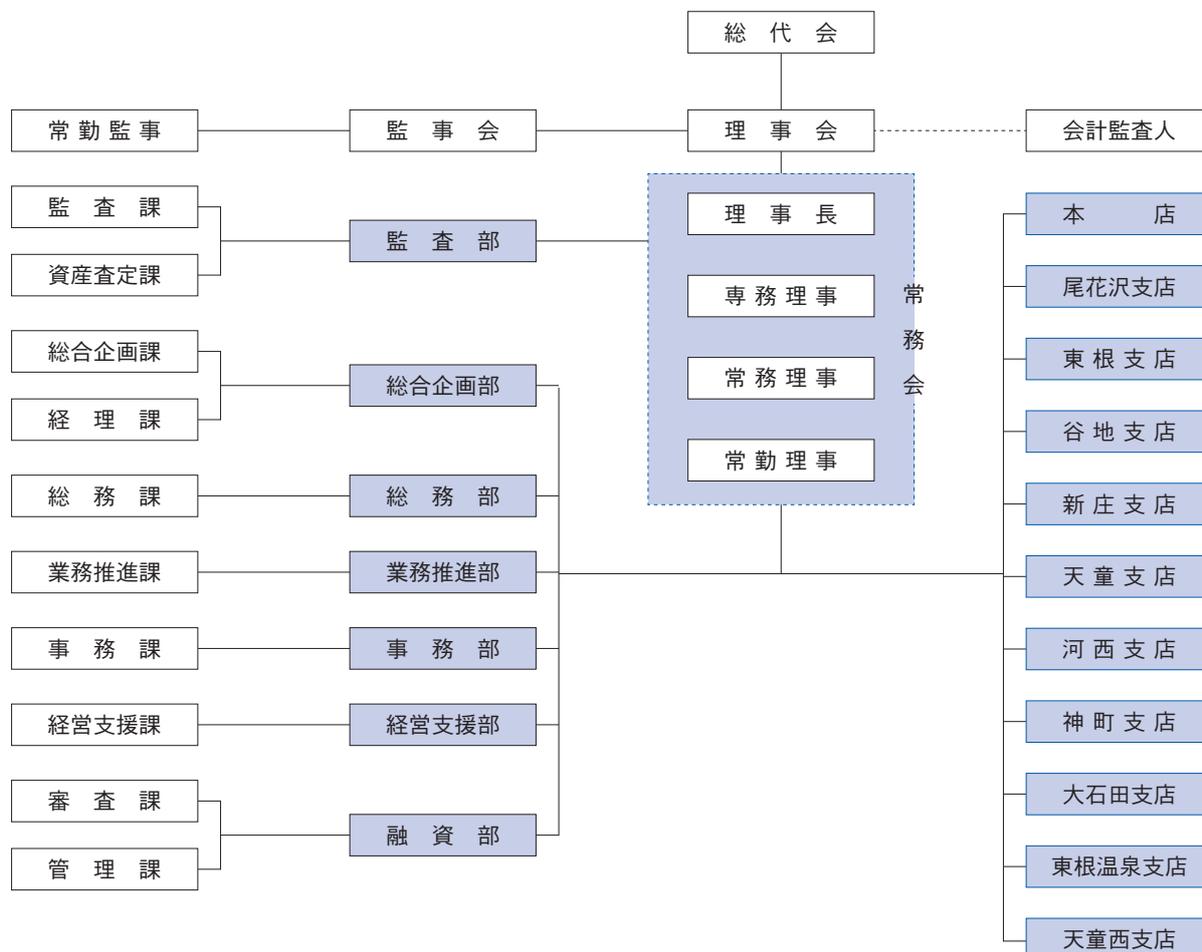
会計監査人の氏名又は名称

平成30年6月25日現在

公認会計士 植村義弘事務所
公認会計士 植村 義 弘

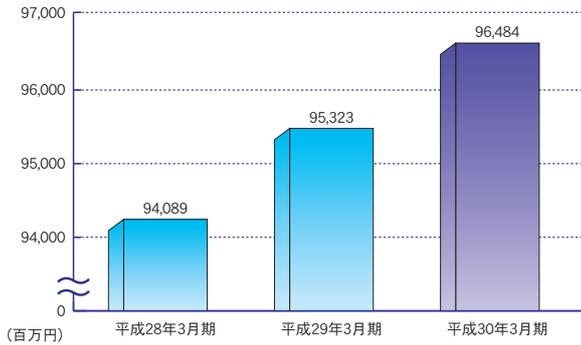
事業の組織

平成30年6月25日現在

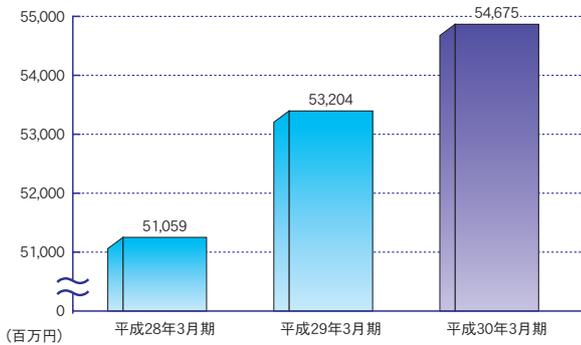


業績の推移

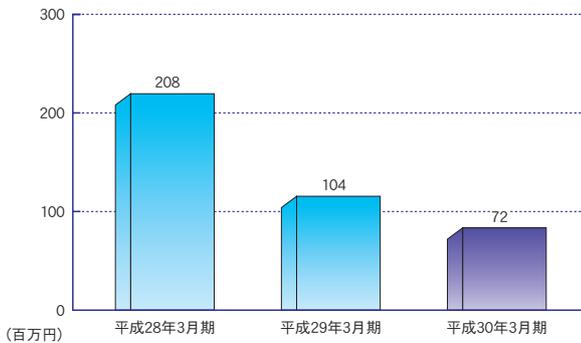
預金残高



貸出金残高

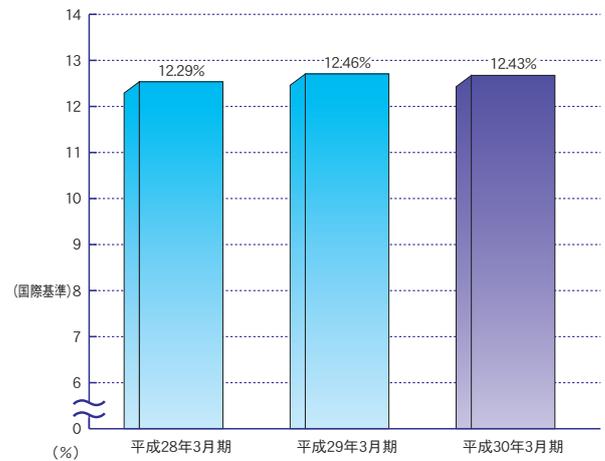


当期純利益

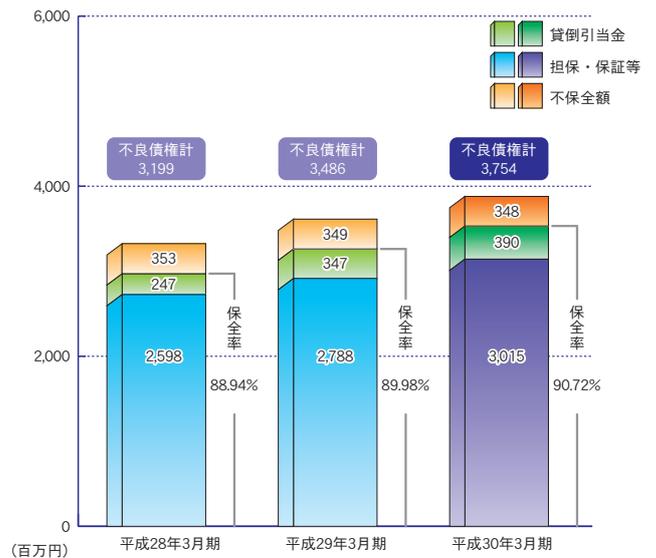


経営の健全状況

自己資本比率の推移



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 (正常債権除く)



主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
経常収益	1,759,275	1,825,981	1,833,673	1,684,882	1,701,239
経常利益	267,298	317,586	295,379	175,534	95,513
当期純利益	230,765	238,672	208,075	104,518	72,287
預金積金残高	90,630,272	93,502,158	94,089,076	95,323,816	96,484,551
貸出金残高	48,818,710	50,056,513	51,059,349	53,204,467	54,675,384
有価証券残高	10,264,324	10,315,564	9,310,287	15,872,071	13,785,582
総資産額	95,868,351	99,115,687	100,654,295	103,606,704	104,917,701
純資産額	4,896,702	5,220,957	5,312,315	4,856,289	5,069,877
自己資本比率(単体)	12.44 %	12.49 %	12.29 %	12.46 %	12.43 %
出資総額	896,193	897,294	894,753	879,254	877,067
出資総口数	8,961,937 口	8,972,948 口	8,947,538 口	8,792,549 口	8,770,670 口
出資に対する配当金	26,752	26,746	17,821	17,643	17,596
職員数	131 人	137 人	129 人	127 人	128 人

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

◆ 総代会

第 66 期通常総代会のご報告

平成 30 年 6 月 25 日当組合本店 4 階会議室において第 66 期通常総代会を開催し、次の事項が報告され、決議事項については原案通り可決されました。

■ 報告事項

第 66 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）
事業報告並びに貸借対照表、損益計算書報告の件

■ 決議事項

- 第 1 号議案 第 66 期 剰余金処分案承認の件
- 第 2 号議案 第 67 期 事業計画案並びに収支予算案承認の件
- 第 3 号議案 定款の一部変更の件
- 第 4 号議案 定款の一部変更の件



総代との懇談会

当組合では、総代の方々との懇談会を開催しております。平成 29 年度は 11 月 24 日にお集まりをいただき、経営状況等の説明を行うとともに、総代の皆様から貴重なご意見をいただき有意義な懇談会となっております。



総代の方々との懇談会

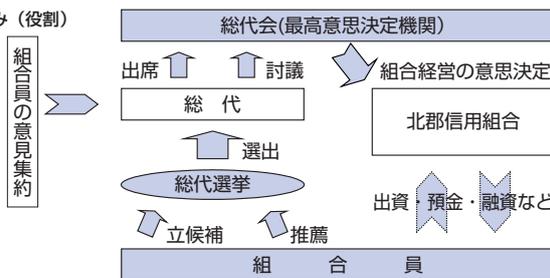
当組合の総代会制度

○総代会制度について

組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。

■総代会の仕組み（役割）



○総代の選出方法

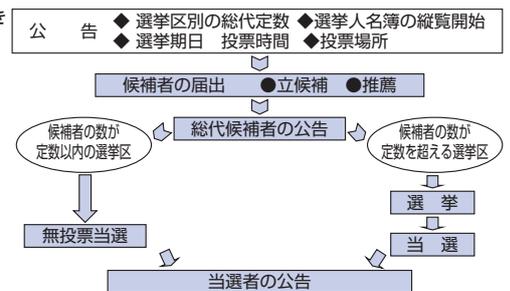
(1)総代の任期と定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、平成30年6月25日現在の総代数は124名です。
- なお、平成30年3月31日現在の組合員数は19,910名です。

(2)総代の選任方法

- ・組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。

■総代選挙までの手続き



総代選挙区および総代一覧（敬称略、順不同）

〈 〉内は平成30年6月25日現在です。（ ）内は就任回数

選挙区	定数	総代氏名							
村山地区 (本店) (河西支店)	28名 <27名>	川田 誠三(7)	氏井 隆夫(7)	岩月 往男(9)	竹川 英一(7)	佐藤 恒雄(16)	戸田 紘義(7)	高梨 正剛(6)	
		松岡 茂暎(5)	鈴木 健治(5)	柴田平八郎(4)	坂井 雅雄(3)	菅井 武(3)	大石はるみ(3)	三好真理子(3)	
		伊豆倉良信(8)	菅井 実(1)	板垣 貞清(1)	柴崎 雅紀(1)	茨木 久弥(10)	芦野 又三(6)	佐藤 豊太(3)	
		矢作 勝美(2)	松田 芳信(2)	金子 時男(2)	増川 良子(2)	高橋 一彦(1)	渡部 一芳(1)		
尾花沢・大石田地区 (尾花沢支店) (大石田支店)	25名 <22名>	鈴木喜左夫(9)	大類 伸一(7)	奥山 稔一(11)	西塚 義治(6)	渡會 邦夫(5)	小関吉左衛門(5)	石山 新一(5)	
		戸津 宣夫(5)	菅原 明夫(5)	工藤 正廣(4)	斎藤 惣一(4)	笹原 賢治(4)	高橋 孝(3)	大類 司(3)	
		大貫 博幸(3)	三河 修司(3)	松本 良一(1)	井上 正(9)	戸田 栄一(7)	木内昇太郎(6)	寺崎 勝美(6)	
		佐々木正美(4)							
東根地区 (東根支店) (神町支店) (東根温泉支店)	29名 <29名>	奥山 弘(13)	武田 武丸(15)	菅原孝太郎(7)	奥山 昭一(13)	斎藤 功初(10)	本間 勝(8)	天野 禎二(13)	
		相澤 恒夫(6)	辻村 貞雄(6)	飛川 和雄(6)	奥山 栄悦(6)	佐伯 信一(5)	石山政之輔(5)	鎌水 新弥(2)	
		矢作 正伸(1)	石山 憲一(1)	寒河江 尚(10)	武田 次郎(14)	岡田 誠(7)	清野 五郎(6)	小野 泰義(5)	
		土田 善幸(4)	村上 信一(4)	今田 一郎(3)	土田 重行(2)	山田 貫一(4)	保科 敬(3)	菅 久美(3)	
		五十嵐律子(1)							
河北地区 (谷地支店)	16名 <15名>	竹屋 俊文(9)	草苺 繁(14)	和田 源吾(6)	鈴木 孝治(6)	鈴木 正寛(6)	宮地 真司(6)	長谷川禎吉(5)	
		斉藤 義二(4)	中上 亮一(3)	門脇 芳子(3)	高澤 文子(3)	丹野 隆夫(2)	軽部 勝美(2)	細矢 誓子(2)	
		渡辺 富雄(1)							
新庄・最上地区 (新庄支店)	18名 <17名>	早坂 幸久(10)	須田 光一(6)	加藤 幸雄(8)	青木 利美(11)	伊東 洋一(7)	後藤 信而(12)	軽部 耕行(3)	
		田中 國明(8)	高橋 善明(9)	叶内 章二(5)	奥山新一郎(5)	江口 清治(5)	伊藤 喜一(4)	峯田 洋一(4)	
		郷野目茂子(3)	笹原 郁夫(1)	八鍬 和雄(1)					
天童地区 (天童支店)(天童西支店)	14名 <14名>	須藤 芳男(6)	植野 仁(5)	加藤 昌宏(4)	武田 貞夫(3)	伊藤 正広(3)	黄木 悦次(3)	川口 幸子(3)	
		小座間千代子(3)	佐藤 文昭(5)	東海林松男(4)	佐々木伸夫(3)	古澤 玲子(2)	黒田千鶴子(1)	土屋 昭智(1)	

総代の属性別構成比

職業別	個人 24.2%、個人事業主 39.5%、法人役員 36.3%
年代別	50代 4.0%、60代 36.3%、70代 40.3%、80代以上 19.4%
業種別	製造業 8.5%、農業 3.2%、建設業 12.8%、卸売業・小売業 39.3%、飲食業 5.3% 不動産業 8.5%、電気・ガス・熱供給・水道業 1.1%、サービス業 12.8% 学術研究・専門・技術サービス業 7.4%、生活関連サービス業 1.1%

◆ 地域密着型金融の取組み状況

■ 地域貢献

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の5市2町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者・お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客さま一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客さまの事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○ 取引世帯・人口

	村山市	尾花沢市	東根市	新庄市	天童市	河北町	大石田町	合計
世帯	7,697	5,032	15,885	13,103	22,051	5,929	2,125	71,822
取引世帯	5,670	3,965	6,730	4,321	3,921	3,116	1,252	28,975
人口	23,884	16,147	47,785	35,997	62,061	18,526	7,041	211,441
取引人口	10,884	7,376	12,306	6,404	6,361	5,609	2,358	51,298

(世帯・人口：山形県勢要覧【平成29年10月1日現在】より)

※上記店舗を配置する5市2町の地区内に居住する約71,822世帯、211,441人の皆さまと、地域内で事業を営まれる中小企業・小規模事業者並びにそこに勤務される方々を対象に活動しており、現在約40%の世帯・24%の方々にお取引を頂いております。

○ 社会的な取組み

◆ 「モンテディオ山形」および「山形ワイヴァンズ」へ寄付金贈呈

当組合が発売している「モンテディオ山形応援カードローン」・「山形ワイヴァンズ応援カードローン」は、両チームの選手強化資金として使ってもらうため、お客さまのご利用残高に応じて最高50万円を寄付しており、今年は両チームに50万円ずつ寄付いたしました。モンテディオ山形の森谷社長（5月18日）および、山形ワイヴァンズの武田常務（5月16日）に西塚理事長から目録を手渡しました。



モンテディオ山形



山形ワイヴァンズ

○ 文化的な取組み

◆ 地域の学童野球大会に協賛

「第1回きたしん杯」として学童新人北村山野球大会に協賛し、8月19日、26日の二日間にわたり熱戦が繰り上げられました。子供たちのはつらつしたプレーに大きな拍手が送られました。



◆ しんくみ市民講座

当組合では恒例となりました「しんくみ市民講座」を11月2日に本店所在地の村山市民会館において開催しました。

元衆議院議員の杉村大蔵氏をお招きし「一緒に考えよう、日本の未来」と題してご講演していただき、当日は大勢のお客さまが来場されました。



◆ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

■ 経営支援に関する取組み方針

経営革新等認定支援機関として外部支援機関との連携態勢を強化し、また、山形大学認定産学金連携コーディネーターとして職員28名が認定、東北大学主催の地域イノベーションアドバイザーとして1名登録し、お客さまの経営課題解決に向けた支援を実施しております。今後もコンサルティング機能を十分発揮し、お取引先はもちろん、地域活性化のためにこれまで以上に地域密着型金融を推進いたします。

■ 経営支援に関する取組み状況

○ 経営改善支援等の取組み状況

		期初	うち	αのうち期末に	αのうち期末に	αのうち再生	経営改善	ランク	再生計画
		債務者数							
		A	α	β	γ	δ	α / A	β / α	δ / α
正常先	①	1,136	17				1.49%		
要注意先	うちその他要注意先	②	174	7	50	60	41.95%	9.58%	82.19%
	うち要管理先	③	2	0	2	1	100.00%	0.00%	50.00%
破綻懸念先	④	52	25	1	22	10	48.07%	4.00%	40.00%
実質破綻先	⑤	61	13	0	13	0	21.31%	0.00%	0.00%
破綻先	⑥	10	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計 (②～⑥の計)		299	113	8	87	71	37.79%	7.07%	62.83%
合 計		1,435	130	8	87	71	9.05%	6.15%	54.61%

1. 期初債務者数及び債務者区分は29年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、独自支援先、モニタリング先、山形県よろず支援拠点及び専門家派遣先等を含みます。但し、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■ 外部機関と連携した支援の取組み実績

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「山形県信用保証協会専門家派遣事業」の専門家の派遣状況

テーマ	創業支援	IT	経営改善	販売促進	補助金	地域資源	事業継承	資金繰り	事業再生	計
先数	－	2	－	1	－	－	2	－	2	7

■ 創業・新事業支援への取組み実績

	平成29年度実行	
	件数	金額
産業活性化資金	11件	238百万円
開業支援資金	6件	65百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■ 外部機関を活用した地域経済への貢献

○ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り改善等の経営課題に対して、ワンストップで対応する山形県よろず支援拠点と山形大学産学連携プラットフォーム及びミラサポの連携により、専門家派遣を実施して、お客さまの課題解決に取り組んでおります。

■ 経営支援態勢

経営支援課では、営業店と一体となりお取引先の支援活動を実施しております。条件変更等が行われたお取引先を対象に、経営改善計画策定支援と策定後のモニタリングを実施しました。

また、各営業店による独自支援に加え、経済産業省の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」及び「山形県信用保証協会」の専門家派遣事業を活用し専門的な支援を実施しました。

○ しんくみ食のビジネスマッチング展への出店

一般社団法人東京信用組合協会と連携して行う「しんくみ食のビジネスマッチング展」の商談会に参加し、中小企業・小規模事業者の皆さまに新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーとの出会いの場を提供し、全国味自慢の食品生産・製造・加工等を行っている出展者へ、商談の足がかりとなるよう応援しています。



◆トピックス

■きたしん会

きたしん会は、お取引先どうしの親睦や情報交換などを目的とし、営業店単位で様々な事業を行っているお客さまを中心とした会で、約1,000名の会員を有しています。
 主な事業は、研修旅行・観桜会・ビアパーティー・芋煮会・ゴルフなどで、総会時には地元の有識者をお招きして講演会も行っております。



■きたしんOB会

9月10日、当組合OB会が開催されました。当日は好天に恵まれグランドゴルフ終了後にそば打ちを体験し、自作のそばに舌鼓を打ち会話が弾みました。



■山形大学

山形大学へ「社会理解（キャリアデザイン）」の講師として、西塚理事長が11月27日「地域社会における信用組合の役割」と題し、「金融のしくみ」「信用組合・信用金庫・銀行のちがい」等について講演しました。



■伊豆倉精治初代理事長の功績に学ぶ

楯岡地域市民センター主催の「楯岡の人物伝講座」におきまして、西塚理事長が当組合初代理事長伊豆倉精治氏の功績、きたしんの生い立ち等について講演し、当日は大勢の市民が来場されました。



■防犯訓練

村山警察署協力の下、12月7日本店にて防犯訓練を実施しました。本番さながらの訓練に職員一同冷静な行動で対応しました。



■集合研修

当組合の若手営業系のリーダーを対象とした育成研修会を5月17日開催しました。全員が本年度の目標・抱負を語り、お互いが切磋琢磨して地域に必要とされる人材になれるよう誓い合いました。



当組合のあゆみ

- 昭和 27 年 10 月 7 日 / 営業開始（初代理事長 伊豆倉精治）
- 昭和 32 年 6 月 1 日 / 尾花沢出張所開設
同 33 年 9 月支店昇格
- 昭和 36 年 12 月 4 日 / 東根支店開設
- 昭和 41 年 1 月 24 日 / 谷地支店開設
- 昭和 42 年 11 月 1 日 / 新庄連絡所設置
同 43 年 5 月支店昇格
- 昭和 45 年 8 月 1 日 / 信用組合内国為替業務認可
- 昭和 55 年 7 月 21 日 / 本店現所在地に新築移転
- 昭和 56 年 1 月 4 日 / 第 2 代理事長に松田好市就任
- 昭和 57 年 10 月 25 日 / 天童支店開設
- 昭和 58 年 4 月 4 日 / 住宅金融公庫代理店指定
- 昭和 60 年 5 月 7 日 / 第 3 代理事長に菅井亨就任
- 昭和 61 年 8 月 11 日 / 河西支店開設
- 昭和 62 年 10 月 12 日 / 神町支店開設
- 平成 2 年 12 月 9 日 / サンデーバンキングスタート
- 平成 4 年 11 月 9 日 / 大石田支店開設
- 平成 5 年 5 月 24 日 / 東根温泉支店開設
- 平成 6 年 4 月 1 日 / 日本銀行歳入復代理店指定

- 平成 8 年 2 月 19 日 / 外国為替取次開始
- 平成 10 年 2 月 23 日 / 共同オンラインスタート
- 平成 12 年 12 月 18 日 / インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
- 平成 14 年 9 月 21 日 / 創立 50 周年記念式典
- 平成 16 年 5 月 31 日 / アイワイバンク（現セブン銀行）
ATM 利用提携開始
- 平成 16 年 6 月 25 日 / 第 4 代理事長に後藤義弘就任
- 平成 19 年 3 月 19 日 / 河西支店新築開店
- 平成 19 年 5 月 7 日 / 第 5 次オンラインシステムスタート
- 平成 19 年 6 月 25 日 / 第 5 代理事長に西塚一彦就任
- 平成 20 年 2 月 1 日 / 研修所開設
- 平成 22 年 11 月 29 日 / 新型 ATM の設置
- 平成 24 年 10 月 16 日 / 創立 60 周年記念旅行
- 平成 25 年 2 月 18 日 / でんさいネットスタート
- 平成 26 年 6 月 10 日 / デジタルサイネージ全店設置
- 平成 27 年 5 月 7 日 / 第 6 次オンラインシステムスタート
- 平成 28 年 5 月 9 日 / 天童西支店開設
- 平成 29 年 5 月 8 日 / 東根温泉支店を東根支店へ移設

主要な事業の内容

■預金業務

①預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。

②譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

①貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っております。

②手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を行っております。

■外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として両替業務を行っております。

■附帯業務

①債務の保証業務

②有価証券の貸付業務

③国債等の引き受け業務

④代理業務

- ・全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店貸付業務
- ・日本銀行の歳入復代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・株式払込金の受け入れ代理業務および株式配当金の支払代理業務
- ・保護預りおよび貸金庫業務
- ・保険業法により行う保険の締結又は媒介
- ・個人向け国債の窓口販売

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかなるべきではありません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組行動綱領」、および「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議、研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取組むとともに態勢の整備、強化にも取り組んでおります。

◎北郡信用組行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

リスク管理態勢

○統合的リスク管理方針

1. 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統合的リスク管理を統括して、統合的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
- (2) 理事会は、統合的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統合的リスク管理規程を策定するとともに、統合的リスク管理に関する重要事項を審議して、統合的リスク管理態勢を構築・推進します。
- (3) 統合的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統合的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組

合の統合的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統合的リスク統括部

- (1) 統合的リスク管理統括部署（以下「統括部署」という。）は総合企画部とします。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統合的リスク管理態勢の充実・強化にあたります。
- (3) 統括部署は、統合的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

- | | |
|--------------|---------|
| ①信用リスク | 監査部・融資部 |
| ②市場リスク | 総合企画部 |
| ③流動性リスク | 総合企画部 |
| ④オペレーショナルリスク | |
| ・事務リスク | 事務部 |
| ・システムリスク | 事務部 |
| ⑤法務リスク | 総合企画部 |
| ⑥風評リスク | 総合企画部 |

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的としたALM委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。

決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統合的リスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統合的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。
- (3) 統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM委員会と協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。
- (4) 統括部署は、上記リスク削減計画の実施状況をモニタリングして統合的リスク管理担当理事に報告します。
- (5) 統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統合的リスク管理担当理事に報告し、統合的リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 監査

統合的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、監査部による内部監査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能か否かを十分検討して、その検討結果について統合的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

金融円滑化に関する基本方針

当組合は、地域のお客さまの金融円滑化をさらに推進するために、その取組の基本方針を下記のとおり策定いたしました。

この基本方針に基づいて、地域の金融円滑化に積極的に取り組んでまいります。

1. 当組合の方針について

中小企業のお客さま及び住宅資金ご利用のお客さまの金融円滑化を図るために、積極的および真摯に取り組めます。

2. 具体的な対応について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守のうえ、顧客の情報を厳格に管理し、その正確性・機密保持に努めます。

(1) 中小企業のお客さまへの対応

① 新規の融資申込み

事業の特性及びその状況を十分に勘案し、積極的に資金の申込みに対応します。

② 条件変更・旧債の借換え

イ. 申込み相談を受けたときは、積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせません。

ニ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 経営改善計画の策定に向けて真摯に議論します。

ト. 経営改善計画の策定要請がある場合は、支援します。

チ. 経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行います。

リ. 他の金融機関および信用保証協会等との緊密な連携を図ります。

③ 支援態勢

イ. 適切な経営課題解決策の提案・実行

① 当組合は、条件変更等を実施した中小企業のお客さまの経営課題を把握・分析した上で、適切な解決策を提案・実行する。

② 経営課題解決策を踏まえた、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定支援を行う。

ロ. 新規の信用供与

① 条件変更等を実施した中小企業のお客さまに対しても、業況や財務等の改善につながると判断される場合は、積極的かつ適時適切に新規の与信供与を行う。

ハ. 条件変更等実行後の進捗管理

① 条件変更等実行後の状況を継続的にモニタリングすると共に経営支援を行う。

② 必要に応じ、顧客からの要請により経営改善再策定（見直し）支援を行う。

③ 関連する金融機関が複数存在する場合は、連携先と協同して、進捗管理・経営改善計画再策定（見直し）支援を行う。

(2) 住宅資金ご利用のお客さまへの対応

① 条件変更・旧債の借換え

イ. 将来にわたる無理のない返済に向けて、財産及び収入の状況を勘案して積極的に対応します。

ロ. 申込みを妨げないものとします。

ハ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。

ニ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせません。

ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。

ヘ. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

3. 対応の記録・保存について

(1) 中小企業のお客さま及び住宅資金ご利用のお客さま

① 申込みがあった場合は、その内容を記録し保存します。

② 謝絶又は取下げに至った理由を具体的に記録し保存します。

③ 苦情相談を受けた場合は、具体的に記録し保存します。

4. 管理態勢について

(1) 理事会の役割・責任

① 金融円滑化管理方針・規程を策定します。

② 重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を構築します。

(2) 理事長の役割・責任

① 金融円滑化管理態勢を統括・管理します。

② 金融円滑化管理態勢に係る基本的事項及び必要事項を周知します。

(3) 管理担当理事の役割・責任

① 金融円滑化管理責任者に対して指揮・命令を行います。

② 金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化を図ります。

(4) 管理責任者（経営支援課長）の役割・責任

① 金融円滑化管理態勢を推進します。

② 管理規程の策定・見直し等管理態勢の基本的事項を立案します。

(5) 管理統括部（経営支援部）の役割・責任

① 管理責任者と連携し、管理に関する事項を一元的に管理・統括します。

② 金融円滑化管理態勢を充実・強化します。

(6) 管理担当者（店舗長）の役割・責任

① 管理統括部と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢を推進します。

② 管理統括部の指示に基づく管理に係る研修計画を策定・実施します。

(7) 相談等窓口の役割・責任

① 金融円滑化に関するお客さまからの相談等の内容を記録簿に記載します。

② 管理担当者（店舗長）へ相談等の内容を報告します。

5. 体制整備の概要

(1) 相談等窓口の設置

(2) 広報体制（ホームページ等）

(3) 職員の研修体制

(4) 訪問による支援体制

(5) 苦情相談窓口の設置

キャッシュカードの安全対策について

■ A T Mご利用に関して

○ 1日当りの出金および振込限度額

出金限度額	1日当り 100万円（なお、1回当り紙幣枚数 50枚まで）
振込限度額	1日当り 100万円（1回当り 100万円） （注）ただし、当組合のATMでは現金でのお振込みはできません。

○ お客さまからの申し出により、口座単位でのATM出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出下さい。

○ お客さまご自身で、ATMにより暗証番号の変更ができます。

○ 当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、暗証番号はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しております。

■ 偽造・盗難カード等による被害にあわないためのご注意

・ 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

・ 暗証番号は、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号等の他人に推測されやすい番号以外をお勧めします。

・ 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号を確認することはありません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。

・ キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■ カード紛失・盗難時の緊急連絡先

万が一、カードの紛失や盗難にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難・偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受付	受付時間帯	連絡 TEL	連絡先
平日	9:00～17:00	当組合の各営業店（店舗一覧をご覧ください）	しんくみ ATMセンター
	17:00～翌朝9:00		
土・日・祝日	24時間	047-498-0151	

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：北郡信用組合 総合企画部 総合企画課】0237-55-5585

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://kitagunshinkumi.jp/>

■ 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の

解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、前記北郡信用組合 総合企画部 総合企画課または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

（全国信用組合会館内）

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぼ ADRセンター（電話：0570-02808）

CONTENTS

- 経理・経営内容.....13
- 法定監査の状況.....14
- 代表理事による適正性・有効性の確認.....14
- 資金運用・資金調達.....18
- 経営の健全状況.....21
- 報酬体系について.....22
- 「経営者保証に関するガイドライン」への対応.....22
- 自己資本比率規制の概要.....23
- 主な手数料一覧.....28

資料編



◆ 経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
(資 産 の 部)		
現 金	1,019,844	911,434
預 け 金	32,098,402	34,277,473
有 価 証 券	15,872,071	13,785,582
国 債	8,025,246	2,703,880
地 方 債	783,050	402,730
社 債	5,182,244	5,931,760
株 式	326,680	531,164
そ の 他 の 証 券	1,554,849	4,216,047
貸 出 金	53,204,467	54,675,384
割 引 手 形	358,127	560,844
手 形 貸 付	1,419,086	2,015,936
証 書 貸 付	49,331,631	49,916,144
当 座 貸 越	2,095,621	2,182,459
そ の 他 資 産	634,532	595,056
未 決 済 為 替 貸	2,499	4,080
全 信 組 連 出 資 金	320,400	320,400
未 収 収 益	170,723	148,547
そ の 他 の 資 産	140,909	122,028
有 形 固 定 資 産	1,000,053	960,836
建 物	303,957	283,753
土 地	638,557	638,557
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	57,539	38,526
無 形 固 定 資 産	2,765	1,943
ソ フ ト ウ ェ ア	1,640	818
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,125	1,125
前 払 年 金 費 用	80,011	79,657
繰 延 税 金 資 産	85,188	75,605
債 務 保 証 見 返	175,521	163,311
貸 倒 引 当 金	△ 390,633	△ 445,273
(うち個別貸倒引当金)	(△ 311,929)	(△ 336,070)
合 計	103,782,225	105,081,012

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	95,323,816	96,484,551
当 座 預 金	101,941	198,459
普 通 預 金	24,358,351	25,965,733
貯 蓄 預 金	32,810	31,539
通 知 預 金	11,453	25,208
定 期 預 金	60,927,678	59,471,677
定 期 積 金	9,713,042	10,743,887
そ の 他 の 預 金	178,538	48,046
借 用 金	3,000,000	3,000,000
当 座 借 越	3,000,000	3,000,000
そ の 他 負 債	318,162	254,551
未 決 済 為 替 借	10,721	15,236
未 払 費 用	135,952	99,004
給 付 補 填 備 金	20,288	31,780
未 払 法 人 税 等	58,218	12,381
前 受 収 益	19,682	27,589
払 戻 未 済 金	31,026	22,576
職 員 預 り 金	36,650	37,764
そ の 他 の 負 債	5,620	8,217
代 理 業 務 勘 定	66	—
賞 与 引 当 金	42,361	35,279
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58,255	50,805
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,334	421
偶 発 損 失 引 当 金	5,418	22,214
債 務 保 証	175,521	163,311
負 債 の 部 合 計	98,925,935	100,011,135
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	879,254	877,067
普 通 出 資 金	879,254	877,067
利 益 剰 余 金	4,338,617	4,393,262
利 益 準 備 金	902,200	902,200
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,436,417	3,491,062
特 別 積 立 金	3,160,000	3,200,000
(うち目的積立金)	(160,000)	(200,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	276,417	291,062
組 合 員 勘 定 合 計	5,217,872	5,270,329
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 361,582	△ 200,451
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 361,582	△ 200,451
純 資 産 の 部 合 計	4,856,289	5,069,877
合 計	103,782,225	105,081,012

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
経 常 収 益	1,684,882	1,701,239
資金運用収益	1,312,541	1,303,652
貸出金利息	1,106,319	1,079,757
預け金利息	102,354	71,742
有価証券利息配当金	87,652	136,332
その他の受入利息	16,215	15,819
役務取引等収益	58,101	72,570
受入為替手数料	23,302	25,427
その他の役務収益	34,798	47,142
その他業務収益	148,055	226,286
国債等債券売却益	128,152	205,411
その他の業務収益	19,903	20,875
その他経常収益	166,183	98,730
償却債権取立益	23,368	12,421
株式等売却益	141,667	83,584
その他の経常収益	1,147	2,723
経 常 費 用	1,509,347	1,605,726
資金調達費用	77,597	59,638
預金利息	66,497	45,898
給付補填備金繰入額	10,868	13,530
借入金利息	54	—
その他の支払利息	177	209
役務取引等費用	185,117	186,662
支払為替手数料	10,741	10,870
その他の役務費用	174,376	175,791
その他業務費用	8,178	127,660
国債等債券売却損	8,018	126,775
その他の業務費用	160	885
経 費	1,083,024	1,073,808
人 件 費	695,154	713,688
物 件 費	370,286	342,066
税 金	17,583	18,054
その他経常費用	155,429	157,956
貸倒引当金繰入額	138,719	108,701
株式等売却損	2,432	9,439
その他の経常費用	14,277	39,814
経 常 利 益	175,534	95,513
特 別 損 失	332	491
固定資産処分損	332	491
税引前当期純利益	175,202	95,021
法人税・住民税及び事業税	58,607	13,150
法人税等調整額	12,076	9,583
法人税等合計	70,684	22,733
当 期 純 利 益	104,518	72,287
繰越金(当期首残高)	171,899	218,774
当期末処分剰余金	276,417	291,062

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当りの当期純利益8円11銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
当期末処分剰余金	276,417	291,062
剰余金処分量	57,643	17,596
普通出資に対する配当金	17,643	17,596
	(年 2.0%の割合)	(年 2.0%の割合)
特別積立金	40,000	—
うち目的積立金(経営基盤強化積立金)	(40,000)	—
繰越金(当期末残高)	218,774	273,465

◆法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である植村義弘公認会計士の監査を受けております。

◆代表理事による
適正性・有効性の確認

私は、当組合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第66期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成30年6月26日

北郡信用組合

理事長 西塚一彦

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。その他の有価証券の評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備と構築物については、定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります
建物 8年～50年 その他 4年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に、過去の一定期間における貸倒実績から算出した予想損失率を乗じる方法により、個別債務者ごとに必要と認められる今後一定期間の予想損失額を見積もり、所定の算出基準による相当額並びに将来見込みに関する必要なその額に相当する額を引き当てております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）の協力の下に監査部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,807,627千円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当期末において発生していると見込まれる額を計上することによりしております。なお、当組合は複数事業主〔信用組合等〕により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度における年金資産は2,224,775千円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 301,466千円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,526,218千円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は178,933千円、延滞債権額は2,876,367千円であります。なお、破綻先債権とは元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または返済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は694,844千円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,750,145千円あります。
なお、15から18に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は560,844千円あります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 5,500,000千円
上記のほか、為替保証金として預け金1,700,000千円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金10,500千円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は578円05銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを抱えております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクを抱えております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり流動性リスクを抱えております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクを抱えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、経営陣と担当部署による審査会および常務会・理事会において、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程において、リスク管理方法について明記しており、ALM委員会において協議された事項を常務会に上程し、常務会は実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクを内包する債券に関して、個別の債券ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督のもと有価証券運用規程に従い行われております。

リスク管理は、総合企画部が継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金・貸出金及び有価証券であります。

当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間40日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成30年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で503,109千円です。

なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規程に基づきリスクの管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金（※1）	34,277,473	34,409,463	131,989
(2)有価証券			
その他有価証券	13,782,929	13,782,929	—
(3)貸出金（※1）	54,675,384	55,144,783	
貸倒引当金（※2）	△443,266		
	54,232,118	55,144,783	912,664
金融資産計	102,292,521	103,337,175	1,044,654
(1)預金積金（※1）	96,484,551	96,569,928	85,376
(2)借入金	3,000,000	3,000,000	—
金融負債計	99,484,551	99,569,928	85,376

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によります。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は以下のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	2,652
組出資金（*2）	320,400
合 計	323,052

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組出資金（全信組連出資金）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的に区分した有価証券はありません。
- (3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	5,008千円	3,909千円	1,098千円
投資信託	2,530,148千円	2,504,322千円	25,825千円
債 券	3,934,960千円	3,900,190千円	34,769千円
地方債	402,730千円	400,678千円	2,051千円
社 債	3,532,230千円	3,499,511千円	32,718千円
そ の 他	609,748千円	606,356千円	3,391千円
小 計	7,079,864千円	7,014,778千円	65,085千円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	523,504千円	576,411千円	52,907千円
投資信託	453,546千円	468,137千円	14,590千円
債 券	5,103,410千円	5,249,798千円	146,388千円
国 債	2,703,880千円	2,831,748千円	127,868千円
社 債	2,399,530千円	2,418,049千円	18,519千円
そ の 他	622,604千円	674,255千円	51,651千円
小 計	6,703,065千円	6,968,602千円	265,537千円
合 計	13,782,929千円	13,983,381千円	△ 200,451千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、および30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としてあります。

「その他有価証券評価差額金」に計上している金額は、△ 200,451千円であります。

25. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

	売却原価	売却額	売却益	売却の理由
国 債	509,896千円	567,665千円	57,768千円	将来の金利上昇に備えるため

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	12,607,080千円	288,996千円	136,214千円

27. 保有目的を変更した有価証券はありません。

28. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

	1年以内				1年超～5年以内				5年超～10年以内				10年超			
	千円				千円				千円				千円			
債 券	-				500,000				1,900,000				6,500,000			
(国 債)	(-)				(-)				(-)				(2,600,000)			
(地 方 債)	(-)				(-)				(-)				(400,000)			
(社 債)	(-)				(500,000)				(1,900,000)				(3,500,000)			
そ の 他	100,000				530,204				3,008,351				100,000			
合 計	100,000				1,030,204				4,908,351				6,600,000			

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,035,207千円であり、これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	6,777,612千円
その他有価証券評価差額金	55,444
貸倒引当金	71,417
減価償却費	41,522
減損損失	10,907
賞与引当金	9,758
役員退職慰労引当金	14,052
その他	12,724
繰延税金資産小計	893,440
評価性引当額	△ 795,801
繰延税金資産合計	97,639
繰延税金負債	
前払年金費用	22,033
繰延税金負債合計	22,033
繰延税金資産の純額	75,605千円

31. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

なお、信用組合においては、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」（平成5年3月3日大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除してあります。

粗利益

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
資金運用収益	1,312,541	1,303,652
資金調達費用	77,597	59,638
資金運用収支	1,234,944	1,244,013
役務取引等収益	58,101	72,570
役務取引等費用	185,117	186,662
役務取引等収支	△ 127,016	△ 114,091
その他業務収益	148,055	226,286
その他業務費用	8,178	127,660
その他業務収支	139,877	98,625
業務粗利益	1,247,804	1,228,547
業務粗利益率	1.22%	1.18%

(注)業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
役務取引等収益	58,101	72,570
受入為替手数料	23,302	25,427
その他の受入手数料	24,743	26,950
その他の役務取引等収益	10,055	20,191
役務取引等費用	185,117	186,662
支払為替手数料	10,741	10,870
その他の支払手数料	106,814	110,015
その他の役務取引等費用	67,561	65,776

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
人 件 費	695,154	713,688
報酬給料手当	572,884	570,358
退職給付費用	43,347	64,955
その他	78,923	78,374
物 件 費	370,286	342,066
事務費	162,505	149,080
固定資産費	68,884	65,158
事業費	33,675	32,347
人事厚生費	9,436	11,532
有形固定資産償却	55,705	48,407
無形固定資産償却	1,170	822
その他	38,909	34,718
税金	17,583	18,054
経費合計	1,083,024	1,073,808

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
受取利息の増減	△ 78,529	△ 8,889
支払利息の増減	△ 10,898	△ 17,959

業務純益

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
業務純益	118,849	124,240

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
資金運用利回 (a)	1.29	1.25
資金調達原価率 (b)	1.18	1.13
資金利鞘 (a-b)	0.11	0.12

総資産利益率

(単位：%)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度
総資産経常利益率	0.16	0.09
総資産当期純利益率	0.10	0.06

(注)総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	
預 貸 率	(期 末)	55.81	56.66
	(期中平均)	54.26	55.04
預 証 率	(期 末)	16.65	14.28
	(期中平均)	14.63	17.87

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成 28 年度	平成 29 年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	128,152	205,411
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	19,903	20,875
その他業務収益合計	148,055	226,286

◆ 資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	平成 28 年度	101,655,242	1,312,541	1.29
	平成 29 年度	103,527,070	1,303,652	1.25
うち貸出金	平成 28 年度	52,044,892	1,106,319	2.12
	平成 29 年度	53,230,949	1,079,757	2.02
うち預け金	平成 28 年度	35,253,749	102,354	0.29
	平成 29 年度	32,688,254	71,742	0.21
うち金融機関貸付等	平成 28 年度	2,275,342	21,369	0.93
	平成 29 年度	2,597,260	20,218	0.73
うち有価証券	平成 28 年度	14,036,200	87,652	0.62
	平成 29 年度	17,287,466	136,332	0.78
資 金 調 達 勘 定	平成 28 年度	98,122,404	77,597	0.07
	平成 29 年度	99,738,896	59,638	0.05
うち預金積金	平成 28 年度	95,900,889	77,366	0.08
	平成 29 年度	96,696,773	59,428	0.06
うち譲渡性預金	平成 28 年度	—	—	—
	平成 29 年度	—	—	—
うち借入金	平成 28 年度	2,184,931	54	0.00
	平成 29 年度	3,000,000	—	0.00

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	24,849,829	25.9	25,819,296	26.7
定期性預金	71,051,059	74.1	70,877,476	73.3
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	95,900,889	100.0	96,696,773	100.0

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	86,274,657	90.5	86,867,485	90.0
法 人	9,049,158	9.5	9,617,066	10.0
一般法人	7,618,737	8.0	8,310,621	9.0
金融機関	20,737	0.0	7,919	0.0
公 金	1,409,684	1.5	1,298,526	1.0
合 計	95,323,816	100.0	96,484,551	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	平成 28 年度末	平成 29 年度末
固定金利定期預金	60,663,000	59,220,481
変動金利定期預金	17,325	12,312
積立定期預金	13,447	15,672
期日指定定期預金	233,904	223,211
合 計	60,927,678	59,471,677

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度末	平成 29 年度末
1店舗当りの預金残高	8,665,801	8,771,322
1店舗当りの貸出金残高	4,836,769	4,970,489

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	平成 28 年度末	平成 29 年度末
財 形 貯 蓄 残 高	108,976	92,693

役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度末	平成 29 年度末
役職員1人当りの預金残高	706,102	714,700
役職員1人当りの貸出金残高	394,107	405,002

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,462,634	4.6	2,389,877	4.4
農 業、林 業	320,819	0.6	366,921	0.7
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	22,988	0.0	18,000	0.0
建 設 業	3,776,976	7.1	4,108,755	7.5
電気・ガス・熱供給・水道業	6,905	0.0	14,988	0.0
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1,000,357	1.9	1,017,588	1.9
卸 売 業、小 売 業	2,713,588	5.1	3,291,752	6.0
金 融 業、保 険 業	2,403,540	4.5	2,907,936	5.3
不 動 産 業	4,237,635	8.0	3,931,737	7.2
物 品 賃 貸 業	18,747	0.0	24,831	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	969,959	1.8	1,060,135	1.9
宿 泊 業	2,352,663	4.4	2,169,795	4.0
飲 食 業	1,251,800	2.4	1,261,937	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	747,682	1.4	804,376	1.5
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	78,408	0.1	166,350	0.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,550,288	4.8	2,321,717	4.2
そ の 他 の 産 業	53,343	0.1	55,020	0.1
小 計	24,968,338	46.9	25,911,721	47.4
国・地方公共団体等	2,694,472	5.1	3,511,715	6.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	25,541,657	48.0	25,251,946	46.2
小 計	28,236,129	53.1	28,763,661	52.6
合 計	53,204,467	100.0	54,675,384	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	1,000,269	1.9	1,008,102	1.8
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	18,039,283	33.9	18,721,804	34.2
そ の 他	—	—	—	—
小 計	19,039,552	35.8	19,729,907	36.0
信用保証協会・信用保険	8,909,671	16.7	8,934,059	16.4
保 証	19,797,222	37.2	19,183,805	35.1
信 用	5,458,021	10.3	6,827,611	12.5
合 計	53,204,467	100.0	54,675,384	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	351,781	0.7	361,053	0.7
手 形 貸 付	1,624,998	3.1	1,582,829	3.0
証 書 貸 付	48,383,240	93.0	49,320,658	92.6
当 座 貸 越	1,684,871	3.2	1,966,407	3.7
合 計	52,044,892	100.0	53,230,949	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	19,803,320	37.2	20,217,892	37.0
設 備 資 金	33,401,147	62.8	34,457,491	63.0
合 計	53,204,467	100.0	54,675,384	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

項目	平成 28 年度末	平成 29 年度末
固定金利	16,958,345	18,713,846
変動金利	36,246,122	35,961,538
合計	53,204,467	54,675,384

債務保証見返担保別残高

(単位：千円、%)

科目	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
預金・積金	—	—	—	—
不動産	174,000	99.1	162,000	99.2
保証	1,521	0.9	1,311	0.8
信用	—	—	—	—
合計	175,521	100.0	163,311	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区分	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,559,473	16.2	3,797,703	17.4
住宅ローン	18,373,547	83.8	18,045,742	82.6
合計	21,933,020	100.0	21,843,445	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	7,309,260	52.1	7,641,042	44.2
地方債	741,951	5.3	424,040	2.5
社債	4,545,301	32.4	5,623,856	32.5
株式	392,385	2.8	399,211	2.3
その他の証券	1,047,301	7.4	3,199,314	18.5
合計	14,036,200	100.0	17,287,466	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	年度	取得価格または契約価格	時価	評価損益
有価証券	平成 28 年度末	16,233,654	15,918,524	△ 315,129
	平成 29 年度末	13,986,033	13,785,582	△ 200,451

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成 11 年 1 月 2 2 日) に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」、「デリバティブ等商品」については、取扱いがなく表示しておりません。

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度末						平成 29 年度末					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め のないもの	種類 別計	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定め のないもの	種類 別計
国債	—	—	200	7,600	—	7,800	—	—	—	2,600	—	2,600
地方債	—	—	—	700	—	700	—	—	—	400	—	400
社債	—	400	3,200	1,500	—	5,100	—	500	1,900	3,500	—	5,900
株式	—	—	—	—	333	333	—	—	—	—	582	582
外国証券	—	345	407	100	—	853	100	530	508	100	—	1,238
その他の証券	10	—	400	—	301	711	—	—	2,500	—	472	2,972
合計	10	745	4,207	9,900	634	15,498	100	1,030	4,908	6,600	1,055	13,693

(注) 債券は額面で表示しております。

経営の健全状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/(A)
破 綻 先 債 権	平成 28 年度	127	124	2	100.00
	平成 29 年度	178	158	20	100.00
延 滞 債 権	平成 28 年度	2,655	2,335	306	99.50
	平成 29 年度	2,876	2,544	313	99.36
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	平成 28 年度	0	0	0	100.00
	平成 29 年度	0	0	0	100.00
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 28 年度	700	326	38	52.05
	平成 29 年度	694	308	56	52.51
合 計	平成 28 年度	3,484	2,787	347	89.97
	平成 29 年度	3,750	3,011	390	90.71

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. 及び2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成 28 年度	1,593	1,404	188	1,593	100.00	100.00
	平成 29 年度	1,539	1,330	208	1,539	100.00	100.00
危 険 債 権	平成 28 年度	1,191	1,057	120	1,178	98.90	90.22
	平成 29 年度	1,520	1,376	125	1,501	98.79	87.24
要 管 理 債 権	平成 28 年度	700	326	38	364	52.05	10.15
	平成 29 年度	694	308	56	364	52.51	14.70
小 計	平成 28 年度	3,486	2,788	347	3,136	89.98	49.91
	平成 29 年度	3,754	3,015	390	3,406	90.72	52.88
正 常 債 権	平成 28 年度	49,944					
	平成 29 年度	51,141					
合 計	平成 28 年度	53,430					
	平成 29 年度	54,895					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度末		平成 29 年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	78,704	45,929	109,202	30,498
個別貸倒引当金	311,929	82,364	336,070	24,141
貸倒引当金合計	390,633	128,294	445,273	54,640

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

◆ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	55	74
監 事	9	10
合 計	64	85

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

注3. 左記以外に支払った役員退職慰労金は、理事7百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

注2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っており、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

項 目	平成28年度	平成29年度
新規に無保証で融資した件数	11件	6件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0.91%	0.51%
保証契約を解除した件数	3件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件



店舗周辺のゴミ拾いや草取り等の清掃活動(9月1日～7日はしんくみの日週間)

◆ 自己資本比率規制の概要

自己資本の充実の状況について〔定性的開示事項〕

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金（普通出資）にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクを言います。当組合では、与信業務の基本的な理念や手続等を明示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

一連の信用リスク管理の状況については、常勤役員及び審査管理部門による審査会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会及び常務会といった経営陣に対する報告態勢をとっております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に査定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

㈱日本格付投資情報センター

㈱日本格付研究所

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

S & Pグローバル・レーティング

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めております。

手続きについては、組合が定める規定や事務取扱要領等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

該当する事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

該当する事項はありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクを言います。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価してまいります。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用し態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要

出資等については業務上の保有で、投資目的のものはありません。株式等エクスポージャーについては、当組合が定める「有価証券運用規程」に基づいて適正に運用・管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会で検討協議をするとともに、必要に応じて経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 ギャップ分析手法
- ・計測対象 「資産運用・調達勘定」のうち金利感応度資産
- ・コア預金
 - 対象：流動性預金
 - 算定方法：①過去5年の最低残高
 - ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
 - ③現残高の50%相当額
 - 以上3つのうち最小の額を上限としています。
- ・金利ショック幅 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値および99パーセントイル値
- ・リスクの計測頻度 月次で算出しております。

(注) ギャップ分析手法とは、保有する資産・負債の満期を基準にして、満期が同一期間帯において資産・負債の額のギャップ（どちらがどれだけ上回っているか）を計測し、収支の変化を分析してリスクを把握する手法です。

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成 28 年度	経過措置による 不算入額	平成 29 年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	5,200,229		5,252,732	
うち、出資金及び資本剰余金の額	879,254		877,067	
うち、利益剰余金の額	4,338,617		4,358,068	
うち、外部流出予定額 (△)	17,643		17,596	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78,704		109,202	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	78,704		109,202	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,278,933		5,361,935	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額	1,200	800	1,124	281
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,200	800	1,124	281
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—	—	—
適 格 引 当 金 不 足 額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前 払 年 金 費 用 の 額	34,728	23,152	46,099	11,524
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	35,928		47,224	
自 己 資 本				
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	5,243,005		5,314,711	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	39,792,928		40,553,995	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 576,748		△ 588,883	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	800		281	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	23,152		11,524	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 600,700		△ 600,689	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,265,497		2,198,926	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,058,425		42,752,921	
自 己 資 本 比 率				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.46%		12.43%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 28 年度		平成 29 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	39,792	1,591	40,553	1,622
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	39,792	1,591	40,553	1,622
(i) ソブリン向け	141	5	293	11
(ii) 地方公共団体金融機構向け	31	1	20	0
(iii) 金融機関向け	6,270	250	6,806	272
(iv) 法人等向け	6,517	260	7,711	308
(v) 中小企業等・個人向け	14,249	569	14,317	572
(vi) 抵当権付住宅ローン	3,410	136	3,210	128
(vii) 不動産取得等事業向け	1,694	67	1,500	60
(viii) 三月以上延滞等	827	33	806	32
(ix) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,001	40	1,000	40
(xi) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	320	12	320	12
(xii) その他 (オフバランス含む)	5,904	236	5,154	206
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	23	0	11	0
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 600	△ 24	△ 600	△ 24
⑤ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑥ 中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,265	90	2,198	87
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	42,058	1,682	42,752	1,710

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 5. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間の内、正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

(1) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製 造 業	—	—	—	0	—	0	—	—
農 業、林 業	3	2	0	0	2	2	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	11	10	0	0	10	10	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	12	18	6	5	18	24	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	11	11	0	17	11	28	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	120	205	85	0	205	206	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	0	—	0	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	8	4	△ 3	1	4	6	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	59	55	△ 4	△ 1	55	54	—	—
合 計	227	309	82	24	309	334	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製造業	4,815	4,402	2,891	2,780	1,924	1,622	-	-	-	-
農業、林業	613	669	613	669	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	22	18	22	18	-	-	-	-	-	-
建設業	5,095	5,828	5,095	5,428	-	400	-	-	18	17
電気・ガス・熱供給・水道業	114	1,020	14	20	100	1,000	-	-	-	-
情報通信業	203	-	-	-	203	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,853	2,059	1,044	1,059	808	1,000	-	-	-	-
卸売業、小売業	3,742	3,985	3,142	3,685	600	300	-	-	23	16
金融業、保険業	3,323	3,943	2,420	2,912	902	1,031	-	-	-	-
不動産業	5,189	4,985	4,282	3,985	906	1,000	-	-	51	95
物品賃貸業	18	24	18	24	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,135	1,231	1,135	1,231	-	-	-	-	-	-
宿泊業	2,403	2,217	2,403	2,217	-	-	-	-	548	551
飲食業	1,590	1,601	1,590	1,601	-	-	-	-	79	75
生活関連サービス業、娯楽業	1,041	1,132	1,041	1,132	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	146	225	146	225	-	-	-	-	-	1
その他のサービス	3,291	2,884	3,191	2,784	100	100	-	-	158	157
その他の産業	56	58	56	58	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	12,124	7,324	2,827	3,639	9,297	3,684	-	-	-	-
個人	21,491	21,418	21,491	21,418	-	-	-	-	145	134
業種別合計	68,274	65,034	53,430	54,895	14,844	10,138	-	-	1,024	1,050
1年以下	30,395	35,286	30,395	35,186	-	100	-	-	-	-
1年超3年以下	7,812	7,663	7,689	7,193	123	470	-	-	-	-
3年超5年以下	5,724	5,632	5,102	5,073	622	559	-	-	-	-
5年超7年以下	4,796	3,864	3,545	2,891	1,251	973	-	-	-	-
7年超10年以下	4,873	2,999	2,317	1,564	2,556	1,435	-	-	-	-
10年超	12,780	8,413	2,880	1,813	9,900	6,600	-	-	-	-
期間の定めのないもの	333	1,004	333	1,004	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	66,714	64,862	52,261	54,724	14,453	10,138	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。当組合はデリバティブ取引に該当する取引はありません。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の業種別残高にはコミットメントは含まれておりません。
また、残存期間別の残高については、貸出金の残高で表示しております。
5. 債券の残存期間別の残高については、期末残高ではなく額面金額で表示しております。
6. 数値は、業種区分に合わせ、貸出金および有価証券の表示としております。
※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(3)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	年度	期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成28年度	32	45	78
	平成29年度	78	30	109
個別貸倒引当金	平成28年度	229	82	311
	平成29年度	311	25	336
合計	平成28年度	262	128	390
	平成29年度	390	55	445

(4)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	12,178	-	9,383
10%	-	8,018	-	7,784
20%	900	2,710	1,500	3,973
35%	-	10,048	-	9,479
50%	3,623	351	3,302	382
75%	-	19,824	-	19,898
100%	301	11,450	715	12,211
150%	-	255	-	250
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	4,825	64,838	5,517	63,364

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法前のリスクウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,110	1,124	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	539	457	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	482	466	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	8	48	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	40	141	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
⑧その他	40	9	—	—	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1)出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

区 分	年 度	売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表 計上額	当期の損益に含 まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額		
						うち益	うち損	
上 場 株 式	平成28年度	—	—	262	255	△ 6	4	11
	平成29年度	—	—	580	528	△ 51	1	52
非 上 場 株 式 等	平成28年度	—	—	391	391	—	—	—
	平成29年度	—	—	2	2	—	—	—
合 計	平成28年度	—	—	654	647	△ 6	4	11
	平成29年度	—	—	582	531	△ 51	1	52

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の他、時価のない出資として2百万円があります。

(2)子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する事項はありません。

(3)出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	年 度	売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成28年度	376	141	2	—
	平成29年度	924	83	9	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	475	624

(注) 金利ショックは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。
当組合では、金利ショックを保有期間1年、観測期間最低5年で観測される金利変動の99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値として金利リスクを算出しております。

◆ 主な手数料一覧

■ 為替手数料

項目	内 訳		組 合 員	一 般	
振込手数料	当組合あて	同一店内	3万円未満	108円	108円
			3万円以上	216円	324円
		本支店あて	3万円未満	216円	324円
			3万円以上	432円	540円
	他金融機関あて	電信扱い	3万円未満	540円	648円
			3万円以上	756円	864円
		文書扱い	3万円未満	540円	648円
			3万円以上	756円	864円
	ATM振込の場合	当組合振込	3万円未満	108円	108円
			3万円以上	108円	店内108円/本支店216円
他行振込		3万円未満	216円	324円	
		3万円以上	432円	540円	

(注) 当組合のATMでの現金振込みはできません。

■ 取立手数料

区 分	料 金	
当 組 合	同一店内	無 料
	本支店間	216円
他金融機関	至急扱い	864円
	普通扱い	648円
同一市町内取立	無 料	
振込・取立手形の組戻料・ 不渡手形返却料・取立手形店頭提示料	648円	

■ 各種手数料

項 目	種 類	手 数 料	
各種証明書	残高証明書	継続発行 1通につき	324円
		継続発行以外 1業務につき	540円
		当組合制定 帳票以外 1通につき	1,080円
	融資証明書	1通につき	3,240円
	利息証明書	1通につき	324円
	その他証明書	1通につき	324円
再発行手数料	通帳・証書再発行	1通につき	1,080円
	カード再発行	1件につき	1,080円
	出資証券再発行	1件につき	216円
その他手数料	確定日付	1件につき	756円

■ 両替手数料

項 目	手 数 料	
両 替	100枚まで	無 料
	101枚～500枚	324円
	501枚～1,000枚	432円
	1,001枚～2,000枚	648円
	2,001枚以上1,000枚毎に加算	324円

■ ATM手数料

区 分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行ATMご利用
平 日	8:00～19:00	8:45～18:00	8:45～18:00
	無 料	108円	無 料
	19:00～21:00	8:00～8:45・18:00～21:00	7:00～8:45・18:00～23:00
土曜日	108円	216円	108円
	9:00～17:00	9:00～14:00	9:00～14:00
	無 料	108円	無 料
日曜日・祝日	17:00～19:00	14:00～19:00	7:00～9:00・14:00～23:00
	108円	216円	108円
	9:00～19:00	9:00～19:00	7:00～23:00
	108円	216円	108円

(注) 当組合はセブン銀行とATM提携をしております。

■ 融資関連手数料

● 不動産担保取扱手数料

区分	設定金額	手数料	備 考
設定	1,000万円未満	10,800円	抵当権及び 根抵当権
	1,000万円以上1億円未満	21,600円	
	1億円以上	32,400円	
条件 変更	金額に関らず一律	10,800円	極度増・減額 及び一部抹消等
例外 取扱	不動産担保の設定・抹消に 係る書類の再発行等	5,400円	一律

(注) 住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

● 貸付条件変更等手数料 (住宅ローン・事業性関係)

区 分	手 数 料
全額繰上げ償還	21,600円
一部繰上げ償還	5,400円
固定金利型から変動金利型への移行	5,400円
その他貸付条件(利率・約定日・期日・弁済方法)の変更	5,400円

(注) 住宅ローン・事業性関係以外は、別手数料となります。

(注) 但し、金額により一部異なる場合があります。

■ 全自動貸金庫料金表

稼働日	平日・土・日・祝日	
稼働時間	平日	8:00～21:00
	土/日/祝	9:00～19:00

種 類	高さ(mm)	幅(mm)	奥行(mm)	年払い料金
第1種(小)	58	256	346	12,960円
第2種(中)	88	256	346	18,144円
第3種(大)	118	256	346	23,328円
・カード発行手数料(初回)				3,240円

地区一覽



① 本店



② 尾花沢支店



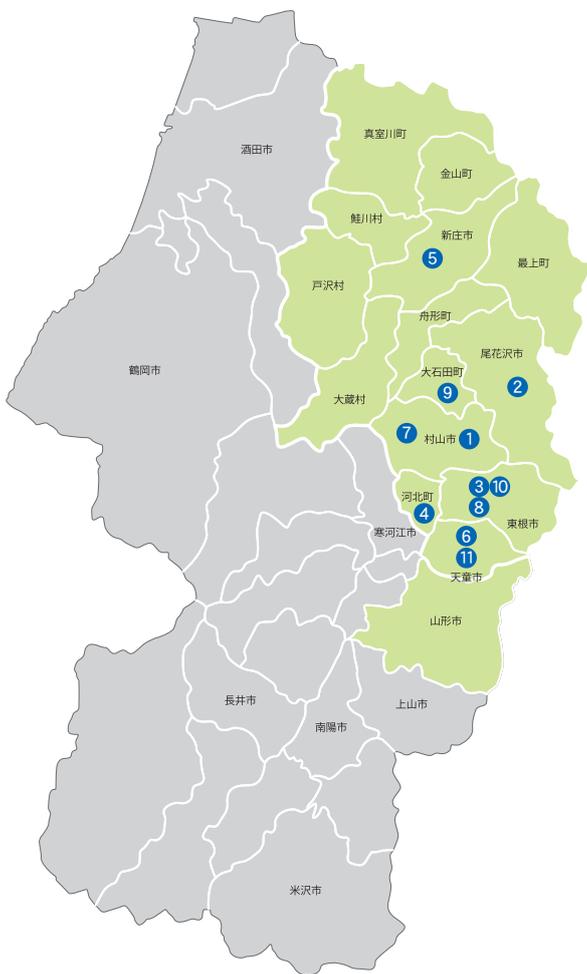
③ 東根支店 ⑩ 東根温泉支店



④ 谷地支店



⑤ 新庄支店



は当組合の営業エリア



⑥ 天童支店



⑦ 河西支店



⑧ 神町支店



⑨ 大石田支店



⑪ 天童西支店

平成 30 年 6 月 25 日現在

店舗一覽 (事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	ATM
① 本店	〒995-0016 村山市楯岡海日町1番8号	0237-55-5581	2台
② 尾花沢支店	〒999-4227 尾花沢市中町2番56号	0237-22-1215	2台
③ 東根支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-42-0453	1台
④ 谷地支店	〒999-3511 西村山郡河北町谷地甲162番地の1	0237-72-5155	1台
⑤ 新庄支店	〒996-0071 新庄市小田島町5番49号	0233-22-2555	1台
⑥ 天童支店	〒994-0002 天童市乱川二丁目4番6号	023-654-6111	1台
⑦ 河西支店	〒995-0204 村山市大字稲下166番地	0237-56-3001	1台
⑧ 神町支店	〒999-3763 東根市神町中央二丁目9番10号	0237-47-1151	1台
⑨ 大石田支店	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町9番地の2	0237-35-5150	1台
⑩ 東根温泉支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目8番20号	0237-43-7700	-
⑪ 天童西支店	〒994-0081 天童市南小畑三丁目1番3号	023-652-1024	1台

◆店外ATM店

店名	住所	ATM
天童西支店 天童西出張所	〒994-0034 天童市本町二丁目4番2号	1台
東根支店 東根温泉出張所	〒999-3702 東根市温泉町一丁目6番2号	1台

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「*」印は協金法施行規則および金融再生法に定められた法定開示項目、「◎」は監督指針の要請に基づく開示項目です。

ごあいさつ	2	* 預証率	17
概況・組織		経営管理態勢に関する事項	
事業方針	2	* 法令等遵守態勢	11
* 役員一覧	3	* リスク管理態勢	11
* 事業の組織	3	* 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
* 会計監査人の氏名又は名称	3	財産の状況	
* 店舗一覧	29	* 貸借対照表	13
自動機の設置状況	29	* 損益計算書	14
地区一覧	29	* 剰余金処分（損失金処理）計算書	14
組合員数	1	* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	21
主要事業内容		* 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	21
* 主要な事業の内容	10	* 有価証券、金銭の信託等の状況	20
業務に関する事項		* 貸倒引当金の内訳	21
* 事業概況	2	* 貸出金償却額	21
* 経常収益	4	◎ 代表理事による適正性・有効性について	14
業務純益	17	* 法定監査	14
* 経常利益（損失）	4	自己資本の充実の状況について	
* 当期純利益（損失）	4	一定性的開示事項－	
* 出資総額、出資総口数	4	* 自己資本調達手段の概要	23
* 純資産額	4	* 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	23
* 総資産額	4	* 信用リスクに関する事項	23
* 預金積金残高	4	* 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
* 貸出金残高	4	* 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する リスク管理の方針及び手続きの概要	23
* 有価証券残高	4	* 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	23
* 単体自己資本比率	4	* オペレーショナル・リスクに関する事項	23
* 出資配当金	4	* 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び 手続きの概要	23
* 職員数	4	* 金利リスクに関する事項	23
主要業務に関する指標		一定量的開示事項－	
* 業務粗利益及び業務粗利益率	17	* 自己資本の構成に関する事項	24
* 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	17	* 自己資本の充実度に関する事項	25
* 資金利鞘	17	* 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	25
* 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	18	* 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	26
* 受取利息、支払利息の増減	17	* 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	26
役員取引の状況	17	* リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	26
その他業務収益の内訳	17	* 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	27
経費の内訳	17	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	27
* 総資産経常利益率	17	証券化エクスポージャーに関する事項	27
* 総資産当期純利益率	17	* 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	27
預金に関する指標		* 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等	27
* 預金種目別平均残高	18	* 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	27
預金者別預金残高	18	* 金利リスクに関する事項	27
* 定期預金種類別残高	18	その他業務	
財形貯蓄残高	18	主な手数料一覧	28
役員1人当りの預金残高	18	その他	
1店舗当りの預金残高	18	◎ 総代会等に関する情報開示	5
貸出金等に関する指標		◎ 地域密着型金融の取組み状況	7
* 貸出金種類別平均残高	19	◎ 地域貢献	7
* 貸出金金利区分別残高	20	* 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況	8
* 貸出金担保別残高	19	キャッシュカードの安全対策	12
* 債務保証見返担保別残高	20	金融円滑化に関する基本方針	12
* 貸出金使途別残高	19	トピックス	9
* 貸出金業種別残高・構成比	19	当組合のあゆみ	10
* 預貸率	17	◎ 報酬体系について	22
消費者ローン・住宅ローン残高	20	◎ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応	22
役員1人当りの貸出金残高	18		
1店舗当りの貸出金残高	18		
有価証券に関する指標			
* 有価証券の種類別平均残高	20		
* 有価証券の残存期間別残高	20		

— であいとつながりを大切に —



〒995-0016 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
TEL : 0237-55-7333 FAX : 0237-55-5594
U R L : <http://kitagunshinkumi.jp>
E-mail : kitashin@peach.ocn.ne.jp